

第1章 計画策定の背景と目的

1 障がい者福祉に関する動向

(1) 国の動向

① 障害者自立支援法の施行

平成18年4月に障害者自立支援法が施行され、障がい者福祉は新たな段階に移行しました。主な特徴として、①障がい福祉サービスの一元化、②市町村が実施主体、③利用者負担の原則と国の財政責任の明確化、④就労支援の強化、⑤手続き・基準の透明化、明確化などが盛り込まれた制度の構築が図られました。

② 特別支援教育

障がい児の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服する特別支援教育が平成19年4月から学校教育法に位置づけられ、すべての学校で障がい児支援の充実が図られています。

③ 障害者基本法の改正

平成23年8月に障害者基本法の一部を改正する法律が施行され、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく共生する社会の実現や障害者権利条約における*合理的配慮の概念が盛り込まれました。

④ 障害者虐待防止法の施行

平成24年10月には、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障がいのある人の権利利益の擁護に資することを目的とする障害者虐待防止法が施行されました。

⑤ 精神保健福祉法の改正

平成26年4月に精神保健福祉法の一部を改正する法律が施行され、これまで医療保護入院の際に課されていた「保護者」の責任を軽減し、入院に関する同意のみに改められました。また、病院での地域移行・退院促進の取り組みが制度化されました。

*合理的配慮とは

障がい者の権利の確保のために必要な調整であり、過度な負担までは課さないものを言います。

⑥ 障害者差別解消法の施行

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互の人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成28年4月に施行されました。

⑦ 児童福祉法の改正

平成28年5月に児童福祉法の一部を改正する法律が成立し、すべての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、子育て世代包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等を講じる旨が定められました。平成30年4月から施行されます。

⑧ 発達障害者支援法の改正

平成28年8月に発達障害者支援法の一部を改正する法律が施行され、発達障がいのある人への支援は社会的障壁を除去するために行う等の基本理念の追加や、子どもから高齢者までのどのライフステージでも切れ目なく支援が行われることに関する、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、就労と教育支援の強化が図られました。

⑨ 障害者総合支援法の改正

障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うために改正され、平成30年4月から施行されます。

⑩ 地域共生社会の実現（社会福祉法、障害者総合支援法、介護保険法、児童福祉法）

地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進するため、地域住民等との協働による包括的支援体制づくり、及び高齢者と障がい児・者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障がい福祉両方の制度に新たに共生型サービスが位置づけられます。

以上のように、障がいのある人を取り巻く環境が大きく変化しています。そのため、国の制度や社会情勢の変化に柔軟かつ的確に対応するため、実現性の高い計画を策定し、計画に基づく施策の展開が極めて重要となっています。

(2) 燕市における経過

障がいのある人の福祉の増進を図り、障がいの有無にかかわらず地域住民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現をめざし計画的な取り組みを継続してまいりました。

また、平成27年度から平成29年度を計画期間とした「燕市障がい者基本計画」「第4期燕市障がい福祉計画」を策定（平成27年3月）し、「誰もがふれあい、支えあい、助けあい、共に生きる福祉のまちづくり」の実現をめざしています。

第4期燕市障がい福祉計画には、①福祉的就労の充実と福祉施設から一般就労への移行促進 ②障がい児支援体制の整備 ③相談支援体制の機能強化を盛り込み、燕市独自の視点を含めた施策展開を行ってきました。

その成果として、福祉的就労関連では「燕市における障がい者就労施設等からの物品調達方針」に基づき、ツバメルシェや各課事業・イベントと連携した取り組みによる調達実績の向上、福祉的就労賃の向上が図られました。障がい児支援体制の整備では、燕市障がい者自立支援協議会（以下「自立支援協議会」という）療育支援専門部会を設け、それぞれの分野で行われている支援をより効果的に「つなげる」ための検討を始め、ライフステージを見据えた将来をイメージできる支援の実現に向けた取り組みを行っています。相談支援体制の機能強化では、平成26年4月に社会福祉課内に設置した燕市障がい者基幹相談支援センター（以下「基幹相談支援センター」という。）と相談支援事業所が連携し、相談支援専門員の資質向上だけではなく、サービス提供事業所を含めた研修を実施するなど「障がいのある人等の支援体制」を作るという広い視野で取り組んでいます。

また、障がいのある人の「移動」に関する地域課題を検討するため、自立支援協議会に移動支援専門部会を設け、課題解消に向けた取り組みを行っています。

2 計画策定の目的

平成 26 年度に策定した「燕市障がい者基本計画・第 4 期燕市障がい福祉計画」においては、*ノーマライゼーション、*リハビリテーションの理念のもと計画の推進を図ってきました。

この計画が平成 29 年度に計画期間が終了となるため、これまでの計画の進捗状況及び目標数値等を検証しました。

「燕市障がい者基本計画・第 5 期障がい福祉計画」は、「障害者基本法第 11 条第 3 項」に基づき障がい福祉施策の基本方向を総合的、体系的に定める「障害者基本計画」と「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第 88 条」に基づき障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保について定める「障害福祉計画」の 2 つの計画からなっています。

また、児童福祉法の一部改正により、市町村は基本指針に即して障害児福祉計画を定めるものとされています。障害児福祉計画は障害者総合支援法第 88 条に規定する障害福祉計画と一体的に作成することができることになっており、燕市でも「第 1 期燕市障がい児福祉計画」を一体的に策定するものとします。

3 計画の位置づけ

「燕市障がい者基本計画」は障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく計画で、障がいのある人もない人も住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる社会を実現するための計画であり、「第 5 期燕市障がい福祉計画」「第 1 期燕市障がい児福祉計画」は障害者総合支援法第 88 条・児童福祉法第 33 条の 20 に基づく計画で障がい福祉サービスの提供に関する具体的な方策などを示す実施計画となります。

なお、本計画は、上位計画にあたる「第 2 次燕市総合計画」をはじめ、「燕市地域福祉計画（燕ささえあいプラン）」などの関連計画と整合性が図られたものとします。

*ノーマライゼーションとは

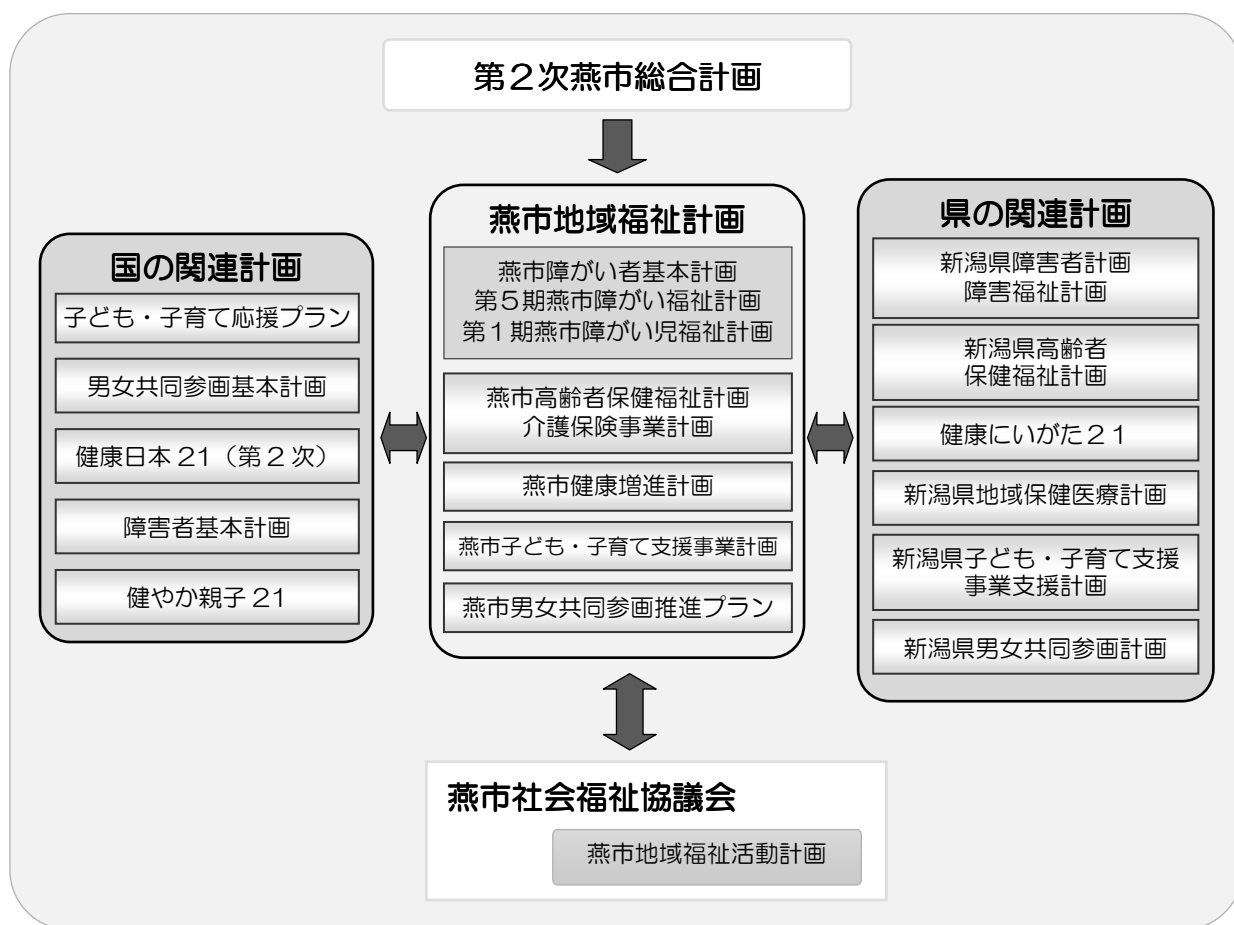
障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方。

*リハビリテーションとは

障がい者の身体的、精神的、社会的な自立能力向上をめざす総合的なプログラムであるとともに、それにとどまらず障がい者の年齢のすべての段階において、自立と社会参加をめざすとの考え方。

区分	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法	障害者基本法 第11条第3項	障害者総合支援法 第88条第1項	児童福祉法 第33条の20第1項
所管省庁	内閣府	厚生労働省	
計画の趣旨	市町村における障がいのある人の状況等を踏まえ、当該市町村における障がいのある人のための施策に関する基本的な計画	障がい福祉サービス、相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標	障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標

【主な関連計画との位置づけ】



4 計画の期間

本計画の期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間としています。

なお、国の動向や制度改正の状況等を考慮し、見直しの必要性が生じた場合には、柔軟に見直しを図っていくものとします。

【燕市障がい者基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の計画期間】

平成 27年度 (2015)	平成 28年度 (2016)	平成 29年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	平成 31年度 (2019)	平成 32年度 (2020)
燕市障がい者基本計画 第4期燕市障がい福祉計画			燕市障がい者基本計画 第5期燕市障がい福祉計画 第1期燕市障がい児福祉計画		
		見直し			見直し

5 計画の策定体制

計画の策定にあたり、燕市らしい計画とするために、次に掲げる方法等により、市民、障がい福祉関係者、児童福祉関係者、学識経験者等から幅広く意見を聴取し、地域の現状と課題の把握に努めました。

【市民意見の計画反映】

障がい福祉サービスなどの利用意向及び生活実態を把握するため、平成29年7月に「障がい福祉に関するアンケート調査」を実施しました。

年齢により必要なサービスの違い等を考慮し、「障がい者」と「障がい児」に分けて実施しました。

また、多様な意見を反映させるため、計画に対するパブリックコメントを実施しました。

【障がい福祉関係者】

福祉施設から一般就労への移行に関する各機関の支援状況を理解し、意見を反映させるため、就労移行支援事業所へのニーズ調査を実施しました。

【入所支援施設・精神科病院】

長期入所者・長期入院者への支援の実態については、県から示された長期入院患者の地域移行に伴う市町村の精神保健医療福祉体制の基盤整備量を参考としました。

【保育・教育関係者】

自立支援協議会療育支援専門部会での検討を経て、平成28年度から社会福祉課児童福祉係に設置された療育支援の体制づくりの部署や各関係部署から意見を聴取しました。

【自立支援協議会】

本計画策定にあたっては、支援の実態を把握している基幹相談支援センターが中心となって地域課題の発掘・抽出を行い、障がい福祉関係者、学識経験者、雇用関係者等で構成する自立支援協議会を開催し、課題解決に向けた計画の方向性について、意見を聴取しました。

自立支援協議会では、今後、地域の支援体制整備に向けた検討を行うとともに、計画の実現性を高めるために、PDCAサイクルで評価を行います。

6 サービスの体系

サービスは、障がいのある人の個々の障がい程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえて提供するサービスと、市町村の創意工夫により状況に応じて柔軟に提供できる地域生活支援事業があります。

【障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス体系】

